

会議等状況報告書

| | | |
|--------|-----------------------------|--|
| 会議等の名称 | 小川にかかる橋梁に関する意見交換会 | |
| 日 時 | 令和4年10月5日（水）午後6時30分～午後8時35分 | |
| 場 所 | 岩崎台・香久山福祉会館 1階多目的ホール | |
| 出席者 | 香久山地区住民 | 27名 |
| | 日進市 都市整備部区画整理課 | 近藤市長、水野副市長、蟹江部長、 上川原課長、石原課長補佐、水谷係長、榎原主事 |

会議状況要旨

市

- (司会挨拶)
- (市長挨拶)
- (出席者紹介)
- (本日の説明会の流れについての説明)
- (前回からの経過説明)
- (少人数による意見交換会の開催報告)

【少人数による意見交換会の開催報告への補足】

香久山ナンキンハゼの会

小川への架橋及び株山環状線への12m道路の接続に関するすべての行政措置を凍結して欲しい。

小川への架橋及び株山環状線への12m道路の接続は都市計画法施行令第25条第1号に違反すると考える。

区画整理事業が都市計画法の適用除外となるのは都道府県知事からの開発許可を受ける必要が無いという点のみだと考える。

市民自治の回復を求める市民協議会

法的には区画整理事業は都市計画法施行令第25条第1号の適用除外だが、市はこれを尊重すると確認した。

通過交通を入れないことが株山環状線の基本機能であることを確認した。

12m道路は現状では通過交通を入れる道路だと考えるが、12m道路を通過交通を回避する道路にするという見通しを立てたうえで橋の建設工事を行うべきである。

市からの通過交通対策としての物理的デバイスの提案内容は現段階では具体性に欠けている。物理的デバイスの機能と目的について、意見交換会での共通認識を作りたい。

物理的デバイスの設置が日進市道路構造の技術的基準等と整合しているのか。

全国での実施事例を鑑みても物理的デバイスの設置によって通過交通回避に効果が見込めるのか。

個々の法令についての議論ではなく、順法的な範囲で橋と道路の構造について話し合い、その中で物理的デバイスの位置付けを議論していきたい。

【意見交換】

住民

この事案の最も肝要な法的な話は都市計画法である。市は都市計画法を尊重ではなく順守して欲しい。

市

市は都市計画法を順守する。

住民

今日の意見にあった12m道路と株山環状線が繋がると日生梅森園内の道路が通り抜け道路になるのではないかという懸念は過去に自分も述べたものである。

市

日生梅森園内の通過交通対策については、地域の方との話し合いを先日行った。区画整理組合としても通過交通対策は必要だと認識している。これからは香久山の二丁目や三丁目といった地域にお住いの方々とも通過交通対策について地域ごとに話し合いを行っていく。また、次回の意見交換会では各地域の方々との意見交換もできないかと考えている。

住民

話し合いの場においては、通過交通を入れない道路を実現するという立場を市は明示して欲しい。

市

通過交通を〇にすることはできないが、極力回避したいと考えている。完璧な対策案というものは無いため、橋によって道路を接続した後も地域の方々との協議を行い、対策をしていくことを考えている。

住民

市は法令を無視して橋の建設準備を進めているが、法令を真摯に受け止め、橋の建設による道路接続は凍結して欲しい。

市

橋の事業は法令に基づき進めているものである。

住民

梅森と香久山の双方が納得する案としてライジングボーラードを提案する。市が提案している物理的デバイスでは通過交通回避は無理である。

市

対策内容については、まずは各地域の方々との話し合いをさせて頂き、各地域にお住まいの方に受け入れられるような対策を検討していきたいと考えている。

住民

幅員12mという車が入り易そうな道路ではなく、もっと幅を狭めた道路にするのが良いと思う。

市

12mという幅員は車道だけを示しておらず、現計画では接続先である株山環状線と歩道と車道の幅の構成が同じものとなっている。

住民

狭窄を施した幅員でも住区からの車が集約できると言うのであれば、12m道路全体を細くすれば良い。もしも集約するために12mの幅員が必要だと言うならば話が矛盾している。

市

次回意見交換会にて説明資料を示す。

住民

通過交通の問題だけではなく、これは近隣住民の環境変化をもたらす環境問題である。このような計画が認可されたのも、県から市へ権限移譲されたからではないか。

市

生活環境が変わることについては重く受け止めており、橋により道路を接続することによる影響を極力減らす方法を意見交換会を行いながら検討しているところである。なお、区画整理事業の認可権者は愛知県であり、橋の建設は市の事業である。市として街づくりの観点から地域に住まわれる方が日常的に行き来するための橋が必要と考え計画したものである。

住民

人道橋で良いと思う。実際に門木橋には沢山歩行者がおり、歩いて行き来できている。

市

地域の皆様の日常生活に必要なため、通過交通対策をした上で車両も行き来できるようにする。学区変更があるため児童の送迎に使いたい、高齢であるため近い橋を通って香久山に行きたいとの意見を頂いている。

【意見】

住民

橋を造ることが前提ではなく、法の精神に則っているのかという根本に戻って今後を考えて欲しい。

通過交通による被害は十分予測できているため、日々対策を考えていきますという態度は困る。

物理的デバイスの設置だけでは恐らく意味が無く、信号機の設置についても併せて議論する必要があると思う。

以上